

平成24年第3回市議会定例会において可決された意見書

教育予算の拡充に関する意見書

平24.10.1 第3回定例会で可決
提出先 衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、財務大臣
文部科学大臣、総務大臣

35人以下学級について、昨年、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校1学年の基礎定数化が図られたものの、今年度小学校2学年については加配措置に留まっています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約6割が小中学校及び高校の望ましい学級規模として、「26人～30人」を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。

社会状況等の変化により学校は、一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障害のある児童生徒の対応等が課題となっています。不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことから、学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める公的教育支出の割合は、OECD加盟国（31カ国）の中で日本は最下位となっています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちの教育は極めて重要です。未来の先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、国におかれては、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図っていくため、平成25年度の予算編成において、下記の事項について早急に措置されるよう強く要請します。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。